

建築物等の解体・改修工事を行うときは…

いし わた
**石綿取扱い作業従事者への
特別教育を**

受講のご案内

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があることから作業を行う従事者には、特別教育（安衛則第36条37号）の修了者を就かせることが事業者には義務付けられています。

石綿障害予防規則は、過去5回の改正があり、今回、平成26年3月にその一部が改正され、同年6月から施行されています。

石綿障害予防規則の主な改正点

平成26年6月1日施行の主な改正点

従前の吹き付けられた石綿に加え、**石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等にも石綿則が適用**されました。

当該場所で粉じんを発散させるおそれのあるときは、当該材料の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとしました。当該作業には、特別教育、隔離等の措置、呼吸用保護具等の使用等の規定を適用するとともに、隔離等の措置には、従前の吹き付けられた石綿等を含め、作業場所には、前室に加え、洗身室及び更衣室を設置しました。前室は負圧に保ち、集じん・排気装置の排気口からの漏えいの有無を点検し、異常があれば作業を中止することが規定されました。



けんせつきょうろうどうさいがいぼう し きょうかい

建設業労働災害防止協会（略称：建 災 防）

建災防は、建設業を営む事業主の皆さんが会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として、労働災害防止団体に基づいて設立された団体です。

特別教育受講のおすすめ

建設業における労働災害の発生件数は、会員をはじめ関係者の皆様の長年にわたるご努力により、着実に減少が続けているところですが、腰痛、粉じんによる障害、有機溶剤中毒等の職業性疾病は依然として多数発生しております。

職業性疾病の中でも、石綿を含む建築物の解体・改修作業の際に発生する石綿粉じんは、労働者がこれを吸入することにより、肺がんや悪性中皮腫、石綿肺などが発症すると言われております。この石綿を含む建築物は、ほぼ40年前に多数建築されており、それらの老朽化等によりその解体工事が本格化しています。したがって石綿粉じんに伴う重篤な健康障害から労働者を守ることは、今日、社会的にも重要な課題となっています。

こうした背景から、石綿を含有する建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事を実施する工事業者にとって、法律で定められている石綿粉じんのばく露防止対策を徹底することが不可欠であり、かりに、工事を実施する事業者がそれらの対策を怠って、後々に労働者に健康障害が発生した場合には、労働者からの労災申請はもとより、将来的には、損害賠償の訴訟などのケースが予想されます。

建災防では、平成26年6月の石綿障害予防規則の改正に伴い、新たな「技術上の指針」を組み込んだ最新の特別教育として実施することとしました。

なお、公益法人であり、かつ、安全衛生教育の専門機関としての立場から建災防が、実施する利点（メリット）は、次のことがあげられます。

- ①解体工法、石綿粉じんのばく露防止等に熟知した専門家（講師）が直接丁寧にわかりやすく教えること。
- ②特別教育を修了した記録が建災防に、永く保存され、問題が起こった場合の対応が迅速に行われること。

是非とも建災防が実施する特別教育の受講をおすすめします。



肺がん
中皮腫
じん肺

10～40年後

修了証の例



石綿取扱い作業従事者特別教育 修了証		
	修了証番号	第〇〇〇〇号
	氏名	安全一郎
	生年月日	昭和 年 月 日生
	本籍地	〇 〇 県
	交付年月日	平成 年 月 日
建設業労働災害防止協会 〇 〇 支部 印		

「特別教育」の内容

1. 対象者

石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に従事する者

2. 教育の内容

石綿の有害性、石綿粉じんを発生させないための作業方法、保護具の使用方法などを修得します。(平成21年4月1日より教育時間が従来の4時間から4時間30分へ変更)

科 目	内 容	時 間
1. 石綿の有害性	○石綿の性状 ○石綿による疾病の病理及び症状	0.5時間
2. 石綿等の使用状況	○石綿を含有する製品の種類及び用途 ○事前調査の方法	1時間
3. 石綿等の粉じんの発生を抑制するための措置	○建築物又は工作物の解体等の作業の方法 ○湿潤化の方法 ○作業場所の隔離の方法 ○その他石綿等の粉じんの発生を抑制するための措置について必要な事項	1時間
4. 保護具の使用方法	○保護具の種類、性能、使用方法、管理及び実技	1時間
5. その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項	○労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項 ○石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間
合 計		4時間30分



3. 講師

建災防では、労働安全衛生法令の専門家や経験豊富な講師が視聴覚教材等を使いながら、わかりやすく説明いたします。

4. 教材

- ① 石綿特別教育用テキスト
- ② その他関係資料

5. 特別教育を実施する方法

次の方法により、建災防都道府県支部が実施します。

- ・ 建災防が実施する教育にご参加いただく方法
- ・ 依頼のあった企業に建災防が出向いて実施する方法



石綿取り扱い作業従事者
特別教育用テキスト

開催日時、場所、受講の費用など詳しくは、最寄りの
建設業労働災害防止協会 都道府県支部へお問い合わせください。

支部名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西3丁目 北海道建設会館7階	011-261-6187	011-251-2305
青森	〒030-0803 青森県青森市安方2-9-13 青森県建設会館1階	017-773-6200	017-773-6201
岩手	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-623-4411	019-653-6113
宮城	〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	022-224-1797	022-265-5604
秋田	〒010-0951 秋田県秋田市山王4-3-10	018-823-5499	018-865-2306
山形	〒990-0024 山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館1階	023-642-3033	023-641-2590
福島	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター3階	024-522-2266	024-522-4513
茨城	〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター3階	029-300-4638	029-300-4639
栃木	〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内	028-639-3133	028-639-3806
群馬	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館1階	027-252-1669	027-253-1776
埼玉	〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建連会館3階	048-862-2542	048-862-9764
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階	043-225-8524	043-225-9818
東京	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	03-3551-5372	03-3551-0488
神奈川	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町2-22 建設会館3階	045-201-8456	045-201-7735
新潟	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館2階	025-285-7141	025-285-7144
富山	〒939-3545 富山県富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090
石川	〒921-8036 石川県金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-244-7146	076-244-7265
福井	〒910-0853 福井県福井市城東4-12-21 福井地区建設業会館内	0776-24-1197	0776-21-8094
山梨	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	055-221-8810	055-228-8882
長野	〒380-0824 長野県長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	〒500-8382 岐阜県岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3743	058-276-6848
静岡	〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館内	054-255-1080	054-272-6034
愛知	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設会館4階	052-242-4441	052-242-4440
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-227-5922	059-225-7011
滋賀	〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京都	〒604-0944 京都府京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館別館3階	075-231-6587	075-251-0058
大阪	〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-30	06-6941-2961	06-6941-4885
兵庫	〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323	078-997-2327
奈良	〒630-8241 奈良県奈良市高天町5-1	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-1-8	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	〒690-0048 島根県松江市西嫁島1-3-17-101	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	〒700-0827 岡山県岡山市北区平和町5-10	086-225-4132	086-225-5392
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 第6東洋ビル2階	082-228-8250	082-211-3499
山口	〒753-0074 山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-3743	083-923-7252
徳島	〒770-0931 徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階	087-821-5243	087-821-5229
愛媛	〒790-0002 愛媛県松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5330	089-933-0168
高知	〒780-0870 高知県高知市本町4-2-15 高知県建設会館	088-822-0321	088-822-0513
福岡	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5階	092-483-5101	092-483-5103
佐賀	〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2779	0952-26-2789
長崎	〒850-0874 長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-820-7755	095-820-7744
熊本	〒862-0976 熊本県熊本市九品寺4-6-4 建設会館4階	096-371-3700	096-364-2020
大分	〒870-0045 大分県大分市城崎町3-3-41	097-538-0745	097-538-0323
宮崎	〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-20-8610	0985-20-8504
鹿児島	〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター3階	099-257-9211	099-257-9214
沖縄	〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階	098-876-5273	098-876-1198

〔本部〕建設業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館7階

TEL 03-3456-0618 (教育部直通)

03-3453-8201 (代表)

FAX 03-3456-2458

ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>

●この案内は、当協会ホームページからもダウンロードできます。

(2014.8)